

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平戸市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

長崎県平戸市長

公表日

令和7年1月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法の規定により定期化された各種予防接種の実施に係る事務を行う。 また、任意の予防接種の助成について、その給付事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種対象者への個別通知 ②接種者の履歴管理 ③予防接種の統計業務 ④健康被害の救済措置
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル 接種履歴情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法第19条第6号（委託先への提供）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条8号及び別表第二、予防接種法施行規則第10条等 (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(情報)に「予防接種法による給付」が含まれる 項(16の2、17、18、19の項) (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法」が含まれる 項(16の2、16の3の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部こども未来課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 福祉部こども未来課 TEL0950-22-9136
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 総務部総務課 TEL0950-22-9100
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。 委託先の選定に当たっては、委託先の設備、経営状況、従業者に対する監督・教育の状況等を確認し、当該事業者において行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができると判断した。また、契約書において、平戸市個人情報保護条例及び個人情報取扱特記事項の順守を義務付けている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	予防接種関係の事務で間違いが起きないように、システムに入力された内容や接種者の確認については、入力した職員以外の職員による再確認を行うよう徹底している。また、予防接種関係の研修会にも参加し、関係者の資質向上に務めている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉課長 佐々木 信二	事務長 尾崎 利美	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策			事前	様式変更に伴うもの
令和1年6月26日	5①部署	平戸市保健センター	福祉部こども未来課	事後	組織再編に伴う変更のため
令和1年6月26日	5②所属長の役職名	事務長 尾崎 利美	課長	事前	様式変更に伴うもの
令和1年6月26日	7請求先	〒859-4807 長崎県平戸市田平町里免90番地 市民福祉部 保健センター 問い合わせ先 電話番号 0950-57-0977	〒859-5192 長崎県平戸市石の上町1508番地3 福祉部こども未来課 TEL 0950-22-4111	事後	組織再編に伴う変更のため
令和2年9月1日	7請求先	22-4111	22-9136	事後	電話番号の変更によるもの
令和2年9月1日	8連絡先	22-4111	22-9100	事後	電話番号の変更によるもの
令和4年3月11日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 10の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条	番号法第9条第1項、同法第19条第15号(委託先への提供)、同法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 予防接種に係る情報については、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 17、18、19の項	・番号法第19条8号及び別表第一、予防接種法施行規則第10条等 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(情報)に「予防接種法による給付」が含まれる 項(16の2、17、18、19の項) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法」が含まれる	事後	
令和4年3月11日	IIしきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 ¹ の交付を行う。	事後	
令和4年5月20日	③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年5月20日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項、同法第19条第15号(委託先への提供)、同法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、別表第一 第10項	番号法第9条第1項、同法第19条第6号(委託先への提供)、同法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、別表第一 第10項	事後	
令和7年1月29日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定により定期化された各種予防接種の実施に係る事務を行う。 また、任意の予防接種の助成について、その給付事務を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の ¹ 交付を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種対象者への個別通知 ②接種者の履歴管理 ③予防接種の統計業務	予防接種法の規定により定期化された各種予防接種の実施に係る事務を行う。 また、任意の予防接種の助成について、その給付事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種対象者への個別通知 ②接種者の履歴管理 ③予防接種の統計業務 ④健康被害の救済措置	事後	
令和7年1月29日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	事後	
令和7年1月29日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項、同法第19条第6号(委託先への提供)、同法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、	番号法第9条第1項、同法第19条第6号(委託先への提供)、	事後	
令和7年1月29日	B. 人手を介在させる作業			事後	様式変更に伴うもの
令和7年1月29日	11.最も優先度が高いと考えられる対策			事後	様式変更に伴うもの